



101-0061

令和6年10月23日

東京都千代田区三崎町2-7-10

帝都三崎町ビル1F

九段日本文化研究所日本語学院 御中

東京出入国在留管理局留学審査部門

令和6年における教育機関の選定結果について（通知）

貴校は、特に留学生の在籍管理が適正に行われていると認められるため、「適正校（クラスI）」として選定されました。

本選定結果は、在留資格認定証明書交付申請においては、令和7年4月以降に入学を予定する学生に係る審査から適用されます。

また、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請においては、同年1月以降の申請に係る審査から適用されます。

本通知についてご質問等がありましたら、当部門までお問い合わせ願います。

教育機関の選定の概要については、出入国在留管理庁のホームページに掲載しておりますのでご参照願います。

●出入国在留管理庁「教育機関の選定について」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00024.html

東京出入国在留管理局留学審査部門

所在地 〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

電話番号 0570-034259（所属部署番号410）

F A X 03-5796-7131

令和6年の選定結果の内訳は次のとおりですので、今後の在籍管理に当たって参考としてください。

教育機関名：九段日本文化研究所日本語学院

問題在籍率 0.00%

問題在籍者数 0.00

(問題在籍者数の内訳)

- ・不法残留した者
- ・在留期間更新許可申請が不許可となった者
- ・在留資格を取り消された者
- ・退去強制令書が発付された者
- ・資格外活動の許可を取り消された者

(参考)

令和4年選定における問題在籍率 0.00%

令和5年選定における問題在籍率 0.00%

※ 問題在籍率が1%を超えている場合であっても、在籍者数が99人以下であり、かつ、問題在籍者が1名以下であるときは、適正校(クラスI)の要件を満たします。